

「地域商店街活性化法」成立する

7月8日、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(地域商店街活性化法)」が成立し8月1日に施行された。

同法律は、近年の商店街を取り巻く厳しい状況を踏まえ、商店街の活性化を図るため、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を促進する支援措置を講じたものである。

I. 商店街の現状と課題

停滞・衰退傾向に歯止めがかからない

- ★小売業の厳しい競争において劣勢にたたされている
 - ・商店街への来街者は減少傾向が長期継続
 - ・空き店舗、シャッター通り商店街も増加中
 - ・魅力ある店舗の出店も減るなど悪循環も

人材・ノウハウ面での課題が大きい

- ★商店街活動を担う人材が不足している
 - ・「やる気」を失いかけている店主も多い
- ★どのように活性化に取り組むのか、ノウハウがない
 - ・全国の先進的な取り組みを知ることができない

商店街は地域の主役

- ★地域住民にとって、商店街は生活を支える基盤
 - ・6割近くの住民が日常的に商店街を活用
- ★商店街は地域コミュニティ活動も実施
 - ・祭礼、景観保持、防犯・防災活動などの主体

商店街施策の課題

- ★従来は、ハード整備(アーケード設備等)が中心
- ★空き店舗対策の税制措置が実効性に欠ける
- ★農商工連携・地域資源施策の活用が不十分
- ★各省庁・自治体との施策連携が不十分

商店街支援策の抜本的拡充!

II. 地域商店街活性化法全体概要

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める試みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街を活性化。また、商店街を担う人材対策を強化。

1. 法の趣旨

- ソフト事業も含めた商店街活動への支援を強化(取組事例)
地域への貢献：高齢者・子育て支援、宅配サービス
地域の魅力発信：地域イベント、商店街ブランド開発
- 地域のニーズに沿った空き店舗利用を支援
- 商店街の意欲ある人材を育成・確保
- 関係省庁・地方公共団体と連携した支援

地域活性化に取り組む商店街の事例

【岩内名店街(北海道岩内町)】
空き店舗を活用し、「いわない楽座」を設置。地域の特産品を扱う「アンテナショップ」、お年寄りや子育て世代の交流を促進する「コミュニティスペース」や「インターネットカフェ」などを設け、地域住民の利便の向上に貢献している。



【水木しげるロード(鳥取県境港市)】
同市出身の水木しげる氏の人気アニメ『鬼太郎』の妖怪オブジェを四商店街に配置し、オブジェを利用したスタンプラリーの実施や、各店舗で「鬼太郎」グッズを販売することにより、市内外からの来訪者が増加している。



2. 支援策の内容

資金・税制支援を抜本的に拡充

- ★補助金：21年度42億円、補助率2/3
(←20年度30億円、補助率1/2)
- ★税制措置：土地譲渡所得の1500万円特別控除
商店街内の遊休土地の譲渡を促進(空き店舗対策)
- ★融資関連：市町村による高度化融資(無利子)の新設、
小規模企業設備導入無利子貸付(貸付割合1/2→2/3)

人づくり…「やる気」を喚起し、ノウハウを提供

- ★「(株)全国商店街支援センター」の取組を支援
人材研修、起業支援、支援人材の派遣(大手流通企業のOB活用)、商店街活性化手法・ノウハウの提供・普及

優れた取り組みを全国に普及

- ★「新・がんばる商店街77選」「わたしたち元気です!商店街」
(農商工、空き店舗、高齢者等)

各省庁・自治体の連携で、効果的に実施

- ★関係省庁による商店街振興施策の連携
- ★自治体:地域づくりと一体化した支援
国：全国へモデル普及、広域連携・異業種連携を促進